○農林水産省令第　　号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条、第十八条、第二十四条及び第三十四条第三項並びに家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）第九条及び第十二条の規定に基づき、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（家畜人工授精師の免許の申請） 第二十六条　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。） 二～五　（略） （免許証の記載事項の変更） 第二十八条　令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）、住所又は氏名の変更 二　（略） （家畜人工授精師名簿） 第三十条　令第十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）、住所、氏名及び生年月日 三～六　（略）	（家畜人工授精師の免許の申請） 第二十六条　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。） 二～五　（略） （免許証の記載事項の変更） 第二十八条　令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所又は氏名の変更 二　（略） （家畜人工授精師名簿） 第三十条　令第十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所、氏名及び生年月日 三～六　（略）

様式第十四号、様式第十五号及び様式第二十八号を次のように改める。

（家畜人工授精所の開設の許可の申請） 第三十二条　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び国籍等を記載したもの）に限る。） ロ・ハ　（略） 四　（略）	（家畜人工授精所の開設の許可の申請） 第三十二条　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの）に限る。） ロ・ハ　（略） 四　（略）

様式第十四号

家畜人工授精師免許申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住 所

氏 名

家畜改良増殖法第16条第1項の規定により家畜人工授精師の免許を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第26条第1項各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

1　本籍地都道府県名（国籍等）

2　住　　所

ふりがな
3　氏　　名
（旧姓）
免許証への旧姓併記の希望の有無　有・無
（いずれかを丸で囲むこと。）

4　生年月日

5　家畜の種類及びその業務の別

（日本産業規格Ａ４）

備考
5の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
1　家畜人工授精の業務
2　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
3　家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

様式第十五号

第　　号

家畜人工授精師免許証

本籍地　都道府県名（国籍等）
住所地　都道府県名（国籍等）

氏　　名
生　年　月　日

家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別

家畜改良増殖法第16条第1項の規定により免許する。

年　　月　　日

都道府県知事　　氏　名

（日本産業規格Ａ７）

様式第二十八号　その一（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

年　　月　　日提出

都道府県知事　　殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、　　年１月１日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年 12 月 31 日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）	年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は 亡失した数量													
月末時点の 保存数量													
備考													

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見　＋２）。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）

年　　月　　日提出

都道府県知事　　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、　　年１月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年12月31日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）			年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
生産数量	家畜体内受精卵														
	家畜体外受精卵	生体由来													
		とたい由来													
譲受数量															
譲渡数量															
利用数量															
廃棄又は亡失した数量															
月末時点の保存数量															＼
備考															＼

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した受精卵の発見　＋２）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和九年一月一日以降の期間に係る報告について適用する。